

# 1) 具体的な整備の例

## (1) 公共交通特定事業について

### ① 鉄道駅

#### ◆点字乗場案内盤



#### ◆点字運賃表



#### ◆多機能トイレ



オストメイト（人工肛門・膀胱造設者）への対応設備



赤ちゃん連れの方が利用しやすいベビーベッド



#### ◆ホーム上のエレベーター



## ② 鉄道車両

### ◆車内車いすスペース



### ◆車内運行情報表示



### ◆連結部におけるホームからの転落防止装置



## ③ バス車両

### ◆ノンステップバス車両の導入



## (2) 道路特定事業について

### ◆適切な視覚障害者誘導用ブロックの設置

#### 《色彩への配慮》

色は基本的には黄色とする。色彩に配慮した歩道等で黄色のブロックを適用すると対比効果が十分に発揮されない場合は、設置面との輝度比※や明度差が確保できる黄色以外の色のものとする。

(財団法人国土技術研究センター編集・発行「道路の移動円滑化整備ガイドライン」より)

#### ○良い例



#### ○悪い例



#### ～参考～輝度と輝度比（道路の移動円滑化整備ガイドラインより）

##### ■輝度 (cd/m<sup>2</sup>)

ものの明るさを表現したものであり、単位面積当たり、単位立体角当たりの放射エネルギー（発散する光の量）を比視感度（電磁波の波長毎に異なる感度）で計測したものである。輝度は輝度計により測定することができる。

##### ■輝度比

$$\text{輝度比} = \frac{\text{視覚障害者誘導用ブロックの輝度 (cd/m}^2\text{)}}{\text{舗装路面の輝度 (cd/m}^2\text{)}}$$

(輝度が大きい方を除算するので、ブロックと舗装の輝度比を逆として算出する場合もある。)

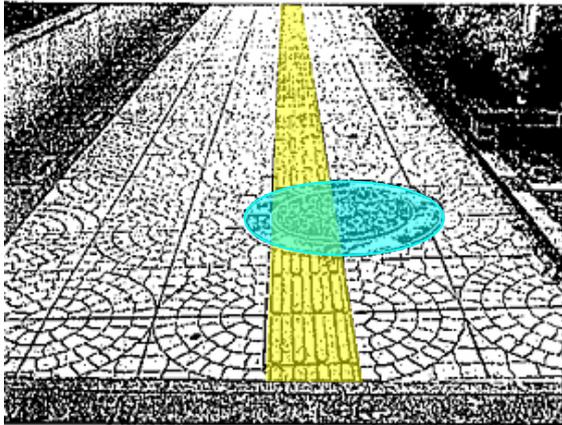
《舗装の工夫により誘導用ブロックを分かりやすくさせた例》



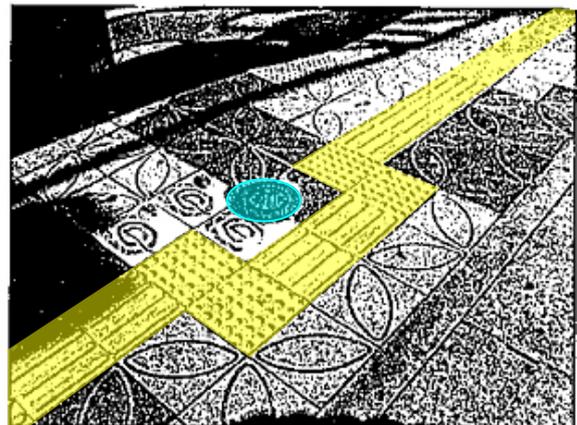
《設置方法》

熊谷市では、視覚障害者の「誘導用ブロックの敷設方法の複雑さ」という指摘を踏まえ、マンホール周辺等の設置基準を定めている。

マンホール周辺等の視覚障害者誘導用ブロックの設置基準例（熊谷市）

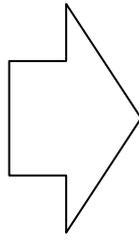


良い例

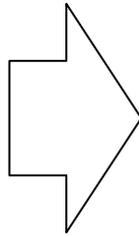


悪い例

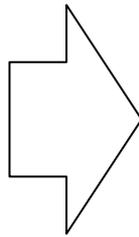
◆グレーチングの改良により、歩道を平滑にする



◆交通規制の変更による歩行空間の拡充



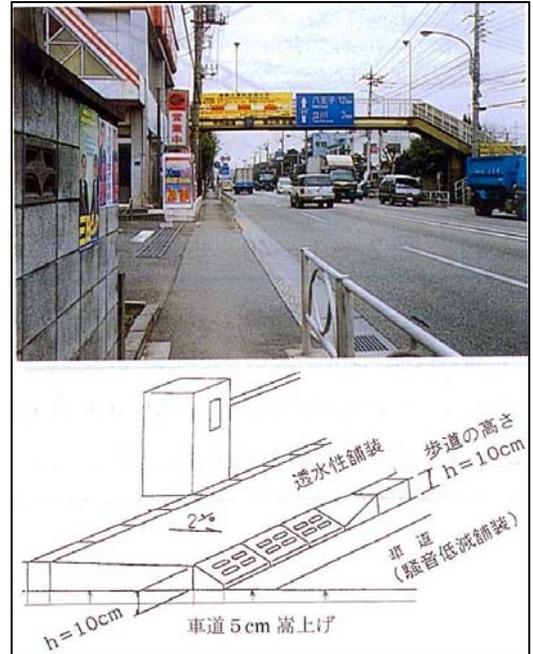
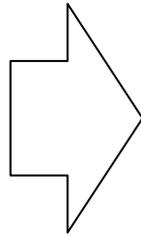
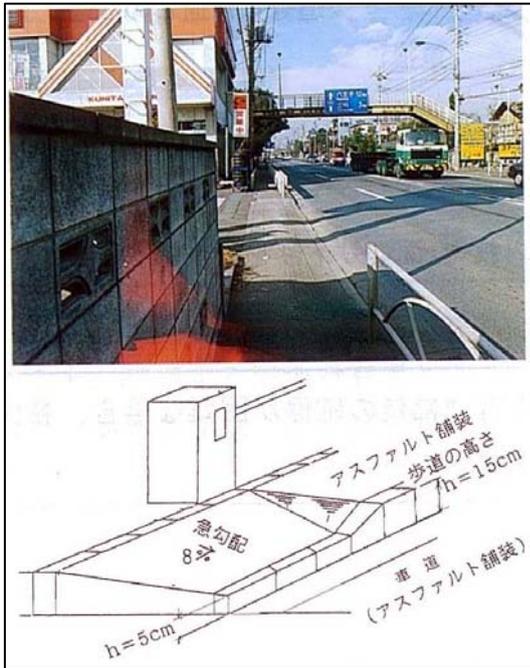
◆カラーリングによる歩行空間の明確化



◆波うち歩道の解消

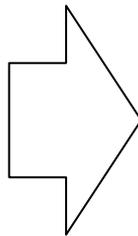
《タイプ1：マウントアップ型》

現在のマウントアップのまま、車両乗入れ部を中心に改良する。

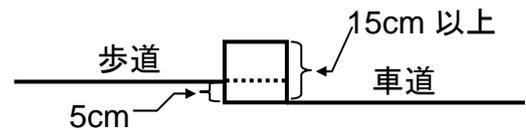


《タイプ2：セミフラット型》

現在のマウントアップを全面的にセミフラット化する。



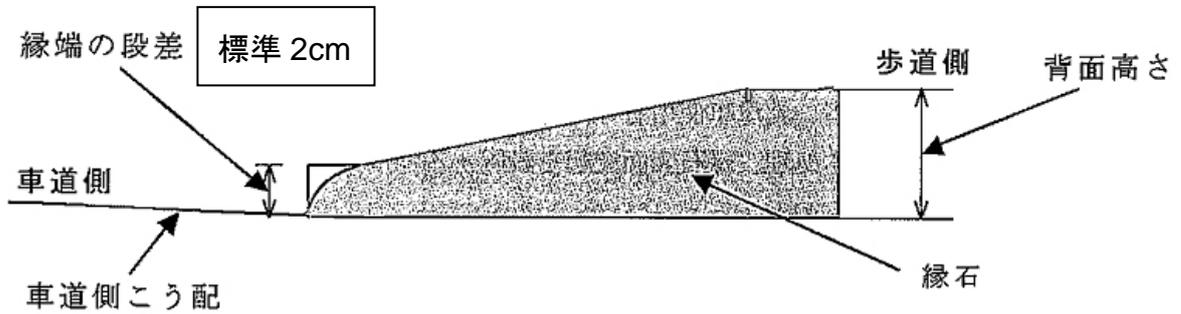
【マウントアップ歩道】



【セミフラット歩道】

◆歩車道境界での適切な段差の設置

→縁端の段差については2cmを標準とする（道路の移動円滑化整備ガイドラインより）



→全国では、色々な形式での整備や、実験が試みられている。

<標準的な2cmの段差>



<段差を斜めで処理（境界段差は1cm）>

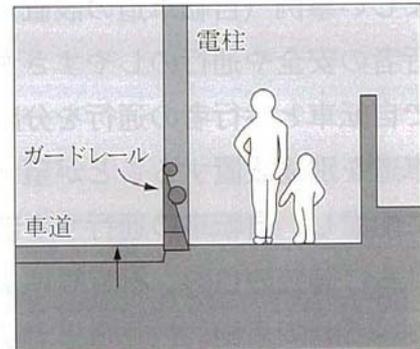
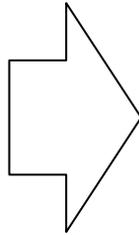
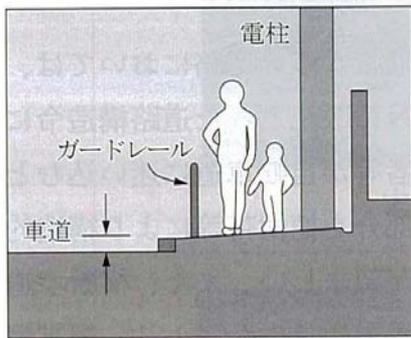


<車いす利用者と視覚障害者に配慮した整備事例>

○熊谷市（小平市、板橋区でも導入）

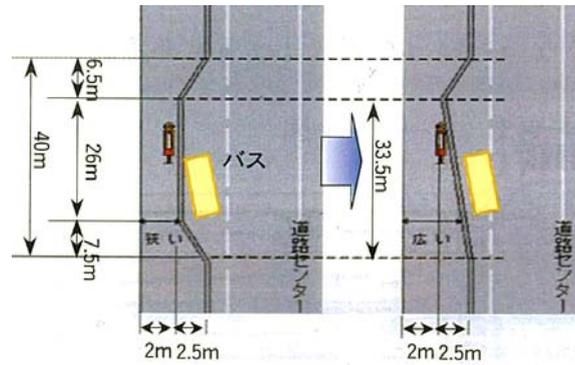
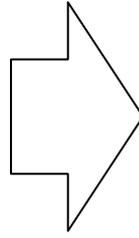


◆道路付属物の移設・集約



◆乗降しやすいバス乗場

《バスの正着を容易にした例》



《駅前広場におけるバス乗場とタクシー乗場の例》



タクシー乗場・障害者スペースは2cmの段差

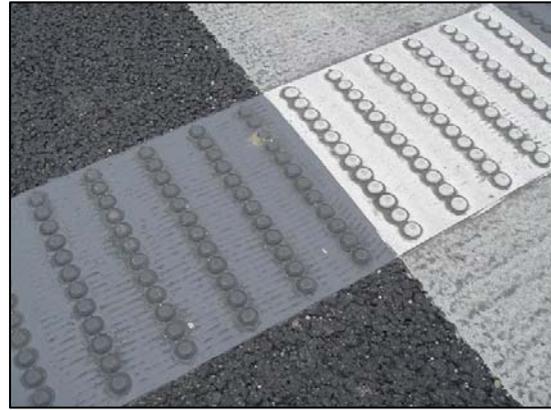
バス乗場は15cmの段差



車道の上げ下げにより、歩道と車道の段差を調整している。

(3) 交通安全特定事業について

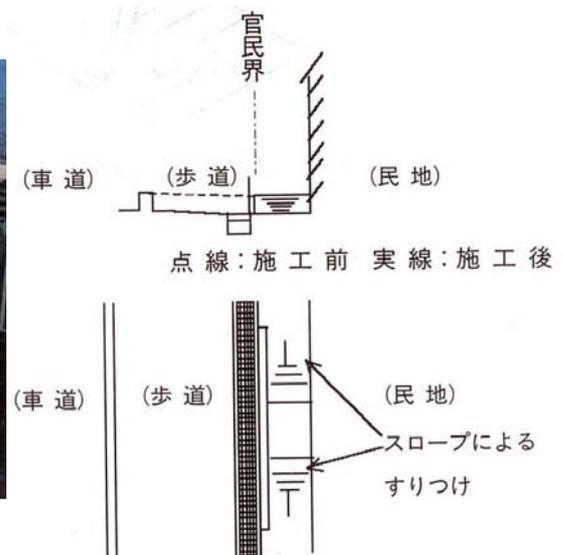
◆エスコートゾーンの設置



(4) その他事業について

◆建物と道路の段差解消

《民地内におけるスロープ設置》



## 5-6 ソフト施策

○旅客施設や道路など、ハード面の整備だけでは限界があり、バリアフリーに対する意識を高めるための啓発活動や子供に対する教育などのソフト施策の実施による心のバリアフリーが進むことにより、ハード、ソフトをあわせ持つ質の高いバリアフリー社会が実現されることとなります。

○ハード・ソフトそれぞれの面でのバリアフリーを進めるにあたっては、市や事業者の取り組みはもちろんのこと、特に、心のバリアフリーでは、市民や団体の積極的な取り組みが重要なポイントとなります。

○将来を担う子供たちをはじめ、市民全体に心のバリアフリーが浸透するよう、市・市民、団体、事業者がそれぞれの立場で適切な役割分担により、バリアフリーへの取り組みを進めます。また、市民や団体等の自主的な活動に対して、市は積極的な支援を行います。

### 《取り組むべきソフト施策》

取り組み内容	具体的な取り組み／配慮すべき事項	関係者								
		所沢市	埼玉県	警察	公共交通事業者	学校	商店街・地域	身体障害者・高齢者	市民・団体・事業者	
基本構想及び事業実施のフォローアップ	基本構想の周知、事業実施状況の情報提供 ※1	・全市的な取り組みとするため、基本構想のパンフレットの配布やホームページへの掲載により、積極的なPRを行う。 ・基本構想に基づく事業の進捗状況を市民に提供し、情報の共有化を図る。 ・民間施設のバリアフリーを促進するために、バリアフリーに配慮し、模範となる施設の表彰や公表を行う。	○							
	継続的な協議機関（仮称：バリアフリー推進会議）の設置 ※2	・基本構想を計画的に実現するために、継続的な協議機関を設置し、基本構想の進行管理と事業実施のチェック機能を持たせる。 ・バリアフリーに関するさまざまな施策について検討する。	○	○	○	○	○	○	○	○
市民参画によるバリアフリー化の推進	公共施設建設にかかる意見交換の場の設置	・誰もが使いやすい施設とするために、公共施設の計画・設計の段階で高齢者・身体障害者と意見交換を行う。	○					○	○	○
	（仮称）所沢市福祉のまちづくり条例の検討	・所沢市の地域性を活かした福祉のまちづくりを進めるための条例を検討する。	○					○	○	○
	継続的な協議機関（仮称：バリアフリー推進会議）の設置	※2 参照	○	○	○	○	○	○	○	○
バリアフリーに対する意識向上のための学習・啓発活動	高齢者や障害者との交流ができるイベントや講習会・シンポジウム等の開催	・高齢者や障害者だけでなく、一般市民も参加できるイベントを実施する。 ・知識を得るだけでなく、高齢者や障害者との交流などの体験を通してバリアフリーへの意識を向上させていくイベントとする。	○	○	○	○	○	○	○	○

取り組み内容	具体的な取り組み／配慮すべき事項	関係者							
		所沢市	埼玉県	警察	公共交通事業者	学校	商店街・地域	身体障害者・高齢者	市民・団体・事業者
バリアフリーに対する意識向上のための学習・啓発活動	学校教育の場での生徒・児童の意識の向上	・各教科や総合的な学習の時間においてバリアフリーに対する意識を啓発する。 ・各教科や総合的な学習の時間において高齢者や障害者への正しい理解と思いやりを育成する。	○				○	○	○
	継続的なバリアフリー点検等の実施 ※3	・市民・市・県・商店街・警察等による継続的なバリアフリー点検を行う。 ・バリア状況に関するアンケートを実施する。	○	○	○	○	○	○	○
	市職員のバリアフリーに対する意識の向上	・全職員に対し定期的なバリアフリー研修を実施する。 ・高齢者や障害者等との交流により、日常業務でのバリアフリーへの意識の啓発を進める。 ・初歩的な手話ができるよう講習会を実施する。 ・障害者の雇用を一層推進して、日常の職場レベルから障害者への理解を深める。	○					○	
	商業者、事業者のバリアフリーに対する意識の向上	・大型店舗や商店の従業員を対象とした接遇の研修やセミナーを実施する。 ・障害者の雇用を促進して、日常の職場レベルから障害者への理解を深める。	○				○	○	○
	自動車・自転車利用者の交通弱者に対する交通安全意識の向上	・小中学校・地域・商店街・職場等において、交通弱者の疑似体験や具体的な事例を取り入れた講習会を積極的に実施し、交通安全意識の啓発を行う。	○		○	○	○	○	○
バリアフリーに関する情報収集・提供	バリアフリーマップ等の作成	・市・高齢者・障害者団体や商店街等の連携により、高齢者や障害者が利用できる施設や障害者対応のトイレの位置が分かるようなバリアフリーマップを作成したり、市のホームページ等において情報を提供する。	○	○	○	○	○	○	○
	基本構想の周知、事業実施状況の情報提供	※1 参照	○						
	先進事例等の情報収集・提供	・全国各地における先進的な取り組みの事例の収集やヒアリング等を行い、推進会議やホームページ等において公開し、所沢市として取り組んでいくべき施策の参考とする。	○						
安心、安全な環境の整備	商品や看板等のはみ出し対策	・市・道路管理者・商店街・警察が連携し、啓発や指導を行う。(プロペ商店街ではすでにチラシ配布、巡回指導等の対策を行っている。)	○		○		○		
	継続的なバリアフリー点検等の実施	※3 参照	○	○	○	○	○	○	○
	気配り、支え合いの実践	・駅構内やその周辺にある施設までの移動を介助するボランティア活動をはじめ、平常時および非常時における移動の安全確保に対する意識を高める。	○	○	○	○	○	○	○

## 5-6 バリアフリーモデル地区における取り組み

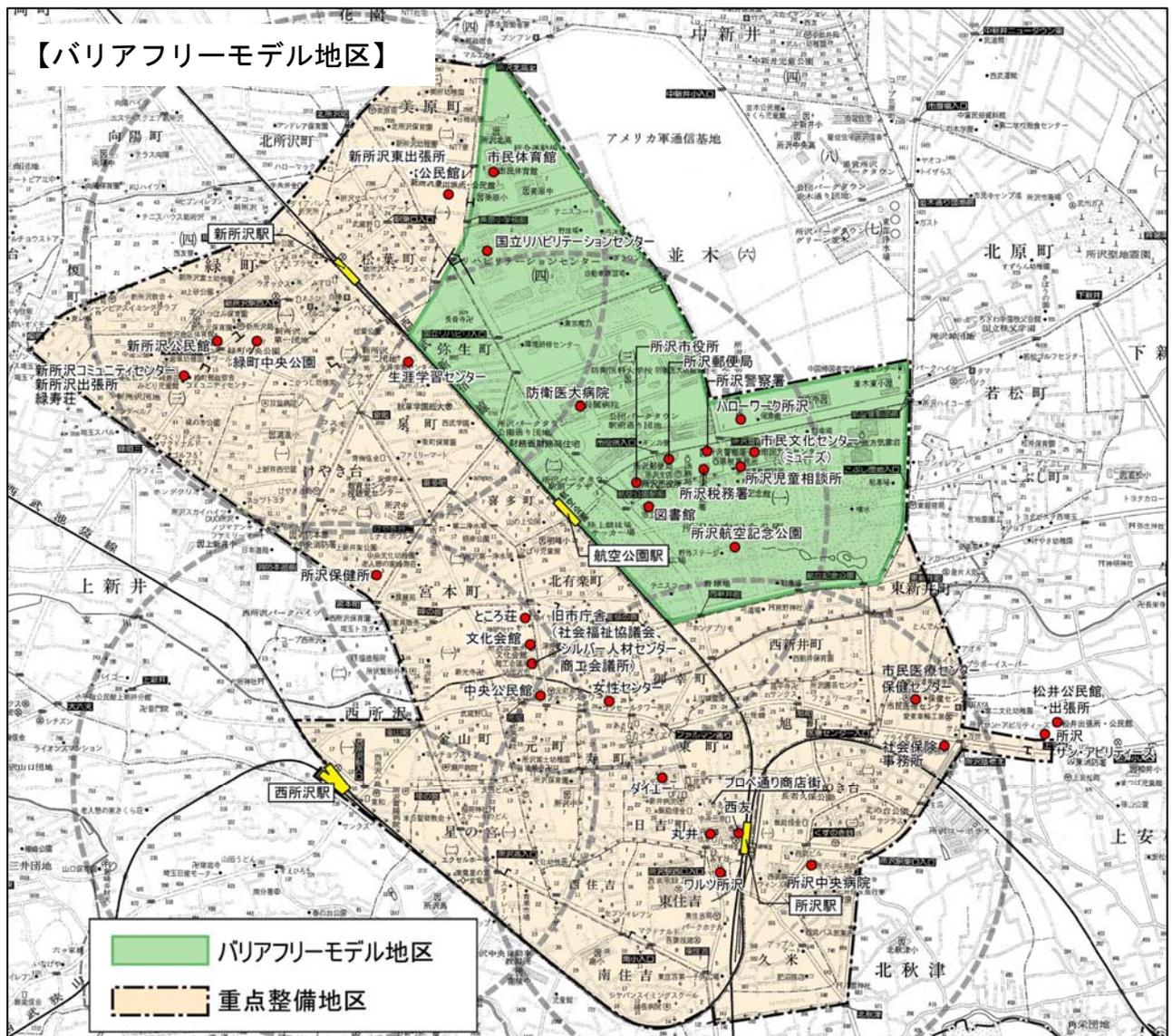
### 1) バリアフリーモデル地区の位置付け

○航空公園駅東口周辺には、市役所等の主要な官庁施設、国立リハビリテーションセンター、防衛医大病院等の高齢者・障害者等がよく利用する施設や広域的に利用されている所沢航空記念公園といった施設が集中していることから、バリアフリーモデル地区として位置付けています。

○バリアフリーモデル地区は、市全体のバリアフリーを先導する地区として、バリアフリーのレベルの高いエリアとなることを目指します。

### 2) バリアフリーモデル地区における取り組み

○特定経路や準特定経路だけでなく施設を含めた面的に質の高いバリアフリーの実現や社会実験の実施等、ソフト・ハード施策の一体的な推進によって、市民のバリアフリーへの意識の向上を図ります。



## ○取り組みの参考事例

### □歩行者支援のための社会実験

【梅田地下街音声ナビゲーション（大阪）】：国土交通省、大阪市（平成 12,13 年度）

- 梅田地区地下街で、携帯情報端末（PDA）を用いた歩行者支援に関する社会実験を実施。
- 特定ルートの出発地から目的地までの経路を健常者と視覚障害者のモニターを対象に案内実施。
- 音声情報は、健常者と視覚障害者用それぞれに案内の詳しさの異なる 3 種類を用意し、経路案内上の主要地点で提供。モニターへのアンケートにより、視覚障害者を含む歩行者が円滑に移動するために各地点で必要とする「案内の詳しさ」や「わかりやすい案内表現」など、歩行者の求める「音声ナビゲーション」のあり方を明確にした。



実験で用いた PDA と骨伝導ヘッドホン



【ITS を用いたインタモビリティ社会実験（福岡）】：国土交通省、福岡市（平成 14 年度）

- 商業集積地である福岡天神地区において、高齢者等の歩行弱者の移動支援を図るため、地図を用いたバリアフリー経路情報等の提供機能をもった電動スクーターが有効かを検証。
- 実験の内容
  - ①電動スクーターの体験乗車
    - ・情報提供機能や現在位置把握機能を備えた電動スクーター 10 台をモニターに無料で貸出。
    - ・付添人としてのボランティアも募集し、モニターとボランティアがペアで天神地区を自由に回遊し、タウンモビリティを体験するとともに、危険箇所等をチェック。
  - ②各種情報提供
    - ・天神地区の地上・地下の道路、通路、店舗、トイレ等の情報をわかりやすい地図形式で提供
    - ・現在位置や目的地までの進行方向の表示と併せ、エレベーターを使用したバリアフリー経路情報も提供
    - ・情報提供装置は操作の簡単なタッチパネル式とし、高齢者の利用に配慮。



## □交通ボランティア

### 【横浜市交通局／京急電鉄（上大岡、あざみ野、新横浜駅）における取り組み】

- 平成 13 年度から、通勤・通学・買物等で駅を利用する際に、高齢者や身体障害者に対して、ホームの案内や手荷物の運搬、切符の購入や乗降の補助及び通路や階段の移動支援等を行う「駅ボランティア」を実施している。
- 平成 13 年度に上大岡駅、14 年度に新横浜駅、15 年度にはあざみ野駅で募集し、駅ボランティア体験会に参加した約 550 名の方に対して「駅ボランティア証」を交付し、現在活動している。
- 平成 15 年度は、新たに駅構内や周辺に一定時間常駐し、駅ボランティアの活動をする常駐型ボランティア事業を全国で初めて試行した。
- 駅ボランティアの取り組みは、平成 15 年「日本鉄道賞表彰選考委員会特別賞」として表彰されている。

### 【所沢市における駅ボランティアの取り組み（予定）】

- 平成 16 年度より、西武新宿線航空公園駅、新所沢駅において国土交通省・西武鉄道・所沢市が協力して取り組む予定。
- ボランティアの活動内容（予定）
  - ・身体障害者や高齢者の駅構内における利用介助及び駅周辺地域の移動介助
  - ・活動範囲は航空公園駅、新所沢駅及び駅前広場
  - ・当面は非常駐型とし、実施状況を踏まえながら常駐型への発展も検討
  - ・平成 16 年 4 月以降ボランティアの募集を行う。